

4 租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄について

税制改正により、「法人税関係特別措置」について、租税特別措置法の条項番号が改正された場合であっても、その「法人税関係特別措置」の区分番号に変更がないときは、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項番号のみを掲載することとされています(※参照)。

適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)の条項番号は掲載されていませんが、旧措置法の条項により「法人税関係特別措置」の適用を受けようとする場合であっても、適用額明細書の提出は必要ですのでご注意ください。この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、新措置法の条項番号を記載してください。

(注) 従来、「法人税関係特別措置」の租税特別措置法の条項番号が改正された場合の「租税特別措置法の条項」欄については、改正前後の租税特別措置法の条項番号が併記されていましたが、平成27年度税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、新措置法の条項番号のみを掲載することとされました。

ただし、①廃止された法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号及び②経過措置として「なおその効力を有する」と規定されている法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号については、引き続き掲載されています。

※ 【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

- 区分番号「00287」(措置名：エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)

＜平成28年度税制改正の内容＞

旧措置法の条項：「第42条の5第1項第1号三」

新措置法の条項：「第42条の5第1項第2号」

従来の掲載		平成28年度の掲載	
租税特別措置法の条項	区分番号	租税特別措置法の条項	区分番号
第42条の5第1項第2号 <u>又は</u> <u>平成28年旧措置法第42条の5</u> <u>第1項第1号<u>三</u></u> (償却費)	00287	第42条の5第1項第2号 (償却費)	00287